

病院ないし医師の医療行為に関連するトラブル一般



顧問弁護士

多良法律事務所
多良 博明

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

大声や暴言または脅迫的な言動により迷惑が及んだ場合、ないし病院職員や病院利用者に対する暴力行為があつた場合、もしくはその恐れがある場合、病院内の安全が脅かされます。その他、病院職員の業務を妨害した場合（謝罪や謝罪文の強要、必要限度を超えて面談を強要する行為等）があれば、当然のことながら、診療を拒否することが認められます。

場合によつては、病院敷地内への立ち入りを禁止し、警察に通報することも考慮する必要があります。

他の病院利用者や病院職員にみだりに接触したり、卑猥な発言などの公然わいせつ行為、セクハラ行為、ストーカー行為があつた場合や正当な理由なく院内に立ち入り、長時間とどまつた場合に

は犯罪行為に当たるので、警察に協力を求めることでできます。

「モンスター・ペイメント（患者）」に対する対応

最近では、医療の現場で医師・看護師などの医療関係者に理不尽な要求をする「モンスター・ペイメント」が増えています。

見対応が難しいよう思ふかもしれません。患者側も目的があつて行っていることがほとんどなので、いくら頑張つても達せられないときわれば、その時点で諦めます。したがつて、毅然と対応す

お困りごとがありまし
たらお寄せください。
☆ ☆

バックナンバーを
HPで公開中

協会HPトップ→「長崎保険医新聞」→「医師・歯科医師のための法律相談」からご覧いただけます。

されますが、落ち度があつたとしても賠償額としては大きなものになることはほとんどありません。

また、執拗なクレームをつけたり脅したりする場合がありますが、根負けをした医療機関側が、本来の賠償義務の範囲を超えて、自発的に何らかの支払いをするようにさせたいと思つてゐることが多いと考えられます。

これは恐喝・強迫といつた犯罪ととられても仕方がないものです。

そのようなモンスター・ペイメントには毅然と対応し、安易に相手方の要求には応じないようにする必要があります。

このような行為は、一見対応が難しいよう思ふかもしれません。患者側も目的があつて行つてゐることがほとんどないので、いくら頑張つても達せられないときわれば、その時点で諦めます。したがつて、毅然と対応す

ます。このようなモンスター・ペイメントの場合には、自分が理不尽な要求をしていることの証拠が残ることを嫌がりますので、「今後この件に関する認識に齟齬がある」といふので、対応を記録させていただきます」などと告げて、現場の状況の撮影や録音をすることをお勧めします。自分が無理難題を言つていると自覚しているモンスター・ペイメントは、それでたいていは捨て台詞を吐いて退散します。恐れいで下さい。

※無断転載禁止